

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成二十三年四月二十六日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年八月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇一 号					取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号					指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日					指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番五十三から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番五十三まで	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十六番一から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百八十七番一まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十七から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番四まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番五十九から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十六番六十九まで	埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番四十六から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十八番五十二まで	指定の取消しに係る道路の位置
三十七・〇	四十・〇	五十四・〇	七十四・〇	五十・〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	六・〇	六・〇	六・〇	九・〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

第一〇一 号				取消 番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号				指定の取消し に係る 道路の種類
令和七年六月二 十日				指定の取消し の 年 月 日
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十九番四 十四から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九 十九番四十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八番四 から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十八 番二十五まで				指定の取消しに係る道路の位置
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一番 三十七から埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七 百九十一番十一まで				指定の取消しに係る道路の位置
四十八・〇				指定の取消しに係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇				指定の取消しに係る 道路の幅員 (単位メートル)